省　令

○法務省令第三十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十八日

法務大臣　柳田　稔

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表熊本地方法務局の部同地方法務局の款大津出張所の項を削り、同部阿蘇支局の款を次のように改める。

阿蘇大津（阿蘇大津）	熊本県	熊本県の内 阿蘇市 合志市 菊池郡 阿蘇郡
	菊池郡 大津町	

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）」を「の事務」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　大阪法務局天王寺出張所、北出張所及び枚方出張所の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、大阪法務局で取り扱わせる。

第二十七条を削り、第二十六条を第二十七条とし、第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十六条　鳥取地方法務局米子支局及び倉吉支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、鳥取地方法務局で取り扱わせる。

第二十八条第一項中「朝倉支局」の下に「、八女支局」を加える。

第三十条を次のように改める。

第三十条　長崎地方法務局佐世保支局及び諫早支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、長崎地方法務局で取り扱わせる。

第三十二条第一項中「、阿蘇支局及び大津出張所」を「及び阿蘇大津支局」に改め、同条第四項中「大津出張所」を「阿蘇大津支局」に改める。

第四十条中「北出張所」を「岩見沢支局、滝川支局、北出張所」に改める。

第四十二条中「登記事務」の下に「（商業登記の事務を除く。）」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

旭川地方法務局留萌支局、稚内支局、紋別支局及び名寄支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、旭川地方法務局で取り扱わせる。

第四十二条に次の一項を加える。

3　旭川地方法務局管内北海道雨竜郡雨竜町に属する地域内の商業登記の事務は、札幌法務局で取り扱わせる。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表熊本の項中「阿蘇」を「阿蘇大津」に改める。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一阿蘇人権擁護委員協議会の項を次のように改める。

阿蘇大津人権擁護委員協議会	熊本地方法務局阿蘇大津支局の戸籍及び公証に関する管轄区域 熊本県菊池郡大津町

附　則

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。ただし、第二条中登記事務委任規則第二十八条第一項の改正規定は、同月四日から施行する。

○法務省令第三十二号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月二十八日

法務大臣　柳田　稔

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

第二十三条第三項中「北区」を「北区、枚方市、寝屋川市並びに交野市」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年十月十二日から施行する。

告　示

○総務省告示第三百五十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、平成二十二年三月二十三日から芝川町が廃され、その区域が富士宮市に編入されたこと及び新居町が廃され、その区域が湖西市に編入されたことに伴う静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少を平成二十二年九月十四日付けで許可したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

平成二十二年九月二十八日

総務大臣　片山　善博

○総務省告示第三百五十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月二十八日

総務大臣　片山　善博

一　名称	パキスタンにおいて国際緊急援助活動を実施する統合運用調整所及びパキスタン国際緊急航空援助隊
二　国外派遣期間	平成二十二年十二月二十七日まで
三　派遣人数（概数）	二百二十人程度
四　派遣地域	パキスタン・イスラム共和国

○中央選挙管理会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、平成二十一年八月三十日執行の衆議院比例代表選出議員選挙北海道選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

平成二十二年九月二十八日

中央選挙管理会委員長　伊藤　忠治

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館内　総務省

日時　平成二十二年九月二十八日　午後二時

○政治資金適正化委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十二年九月二十八日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三七四六	二二、九、一〇	庄司　雅
三七四七	二二、九、一〇	野澤　衛道
三七四八	二二、九、一〇	近藤　克彦
三七四九	二二、九、一〇	三上　武三
三七五〇	二二、九、一〇	伊藤　秀作
三七五一	二二、九、一〇	彦坂　**尭**叡